

NO!カスハラ

令和8年4月1日より

中津市カスタマーハラスメント防止条例を施行しました



威圧的な言動



長時間の拘束

これらの行為はカスタマーハラスメントに該当する可能性があります！



不当な要求



SNS上での誹謗中傷

カスタマーハラスメントとは、顧客からの不当な要求等によって働く人の就業環境が阻害される行為のことをいいます。

中津市では、中津警察署をはじめとする関係7団体と連携し、不当な要求等の防止に向けた取り組みを推進しています。

働くすべての方が安心して業務に従事できる環境づくりに、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。